

平成29年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
成果報告書

実施機関名 (国立大学法人 長崎大学)

1. テーマ

大学と連携した附属学校の特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の在り方に関する研究

2. 問題意識・提案背景

国立大学附属学校は、地域の「モデル校」としての機能が求められている。しかし、通常学級に在籍する発達障害及びその可能性のある幼児児童生徒に対する特別支援教育体制の整備については、公立校に比べ遅れが指摘されている。長崎大学教育学部は、平成26～27年度の『発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援事業』、平成28年度の『発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業』に応募・採択され、教育介入に対する応答(RTI:Response to Intervention)モデルを参考に、附属学校(附属小学校及び附属中学校)を指定校とし、指定校における特別支援教育の実施を推進してきた。具体的には、大学に特別支援教育を専門とする大学教員や発達支援アドバイザー等を構成員とする「支援ラボ」を設置した。そして、支援ラボが主体となる形で、指定校で保護者にパンフレットの配布等を行い、①大学における放課後の個別指導の実施、②個別の教育支援計画の作成、③通常学級での個別的な配慮の計画と実施、④障害理解教育の実施、⑤教職員に対する研修等の計画・実施、を行った。しかし、以下のような課題が考えられた。

1つめは、取組の主体が支援ラボであり、指定校外の組織であることである。特別支援教育の取組の主体は校内システムであることが求められている。従って、これまで支援ラボが主体となって行ってきた特別支援教育の取組を校内組織へ段階的に移行していくことが必要であると考えられた。

2つめは、特に支援ラボにつながるきっかけが主に保護者や教員の主観的な気づきであったことである。つまり、保護者や教員の発達障害や特別支援教育に関する知識や意識の違いにより支援のニーズの把握に差が生じる可能性が考えられる。従って、より客観的で体系的な支援のニーズの実態把握のシステムが必要であると考えられた。

3つめは、これまでの取組の評価が、主に支援ラボにつながった児童生徒の評価が中心であったことである。RTIモデルを参考にするのであれば、指定校における特別支援教育を評価する指標として、全ての児童生徒を対象とした評価を並行して行うことも必要である。また、評価や経過について確認する機会も複数回実施し、支援の在り方を柔軟に対応させていけるような取組も必要であると考えられた。

以上のような課題に対して、本事業では、①特別支援教育に関する校内組織を作り、これまで大学の支援ラボが行ってきた取組の主体をこの校内組織に段階的に移行すること、②全校的なスクリーニング検査により附属学校に在籍する子供の支援のニーズを把握すること、③特別支援教育に関する校内組織を定期的で開催し、子供の支援のニーズに関する情報共有、必要な支援の計画、計画された支援の経過についての情報共有、必要であれば支援の修正等について協議する機会とすること、を主な取組とする。特別支援教育に関する学校内の組織づくりや機能充実に取り組むことは、指定校である附属学校での特別支援教育の推進における次のステップとして妥当であると考えられる。また、特に特別支援教育に関する校内組織の機能充実に関する取組の成果については、社会的なニーズも大きいと考えられる。

3. 目的・目標

問題意識・提案背景で記述したように、①支援ラボが行ってきた取組の主体を指定校内の組織に段階的に移行すること、②客観的で体系的な全校の実態把握に基づく支援のニーズの把握を行うこと、③把握された支援ニーズについて、校内の組織で情報共有を行い、支援の実施や経過について情報共有を行うこと、を本事業の主な取組とし、その取組の成果を踏まえて指定校の学校経営に特別支援教育に関する取組を明確に位置づけることを目的とした。

具体的には、以下の5点について達成することを目標とした。

- ① 支援ラボのメンバーに、指定校の校長及び特別支援教育コーディネーター等に加え、「特別支援教育コアチーム」とする。また、学校経営スーパーバイザー（以下、学校経営 SV）を指定校に配置し、特別支援教育コアチームのメンバーとする。
- ② 学校経営 SV の主導・調整の下、特別支援教育コアチームによる協議の機会を各指定校で定期的で開催する。
- ③ 特別支援教育コアチームが主体となり、年度の始めに指定校の全児童生徒を対象とした学習面及び行動面のスクリーニングテストを実施し、支援のニーズの把握を行う。その他、各担任等に対してもアンケート等を通して担当する子供の支援のニーズについて調査を行う。得られたデータに基づき、特別支援教育コアチームが主導する形で担任らと情報共有を行う。定期的で開催される特別支援教育コアチームによる協議の機会において、支援のニーズの判断や、具体的な支援計画、支援の経過や修正等について協議を行う。
- ④ 以上の取組をふまえ、学校経営 SV の主導の下、次年度の特別支援教育に関する学校経営計画を作成する。
- ⑤ 幼小中で一貫した特別支援教育に関わる学校経営スタイルの構築に必要な条件や取組について検討する。具体的には、連絡入学の児童生徒の情報共有（入学前の情報交換や個別の教育支援計画の運用）の在り方について検討すること等を検討する。

4. 主な成果

目的・目標で記述した5つの目標に関する成果について以下記述する。

- ① 平成29年7月に学校経営構築研究開発事業運営協議会（以下、運営協議会）を長崎大学において開催した。指定校（附属幼稚園・附属小学校・附属中学校）から、園長及び校長、各学校の特別支援教育コーディネーターが出席した。本事業の目的及び計画（特別支援教育コアチームやそのメンバー等について）の説明を行った。事業計画及び特別支援教育を踏まえた学校経営の在り方について学校経営SVの助言・指導を得た。
- ② 指定校において定期的開催される校内委員会に、学校経営SV及び支援ラボの大学教員が参加することで、特別支援教育コアチームの定期的な協議の機会とした。指定校のうち、附属幼稚園及び附属中学校には校内委員会が本事業開始時に組織されていなかったが、学校経営SVの助言等により、附属中学校は平成29年10月から、附属幼稚園は平成30年4月から定期的開催されることとなった。
- ③ 平成29年8月に、指定校（附属小学校・附属中学校）の全児童生徒を対象に、行動面のスクリーニングとして、「子どもの強さと困難さアンケート（Strengths and Difficulties Questionnaire, SDQ）」の教員版を各担任が実施した。校内委員会に出席した大学教員が説明を行い、結果等について、管理職（校長や教頭）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年代表教諭と情報共有した。また、学校経営SVから、各学年会等でSDQの結果を共有し、その結果を踏まえて「学年・学級での個別な支援が必要な児童生徒」、「専門機関への相談及び個別の支援が必要と考えられる児童生徒」等について児童生徒の名前をリストアップしてもらい、名前があがった児童生徒について「学年や学級で実施可能な個別の支援」や「保護者への支援」等を協議する機会を持つよう依頼を行った。学年会等での協議がスムーズに行われるために、ワークシートを支援ラボが作成・配布した。その結果、学年毎に支援のニーズのある児童生徒のリスト及び、そのような児童生徒に対する学年や学級で実施可能な個別支援や保護者支援等についての案を作成し、学年の教員間でその内容について共有することができた。
- ④ 平成29年度の取組の成果を踏まえ、平成30年度から全ての指定校において校内委員会が学校組織において明確に位置づけられることになった。また、平成29年度の活動内容を踏まえ、学校経営SVと平成30年度以降、指定校の学校経営計画等に特別支援教育を位置づけるための方略について協議する機会を持つことができた。
- ⑤ 各指定校における引継ぎの在り方について情報収集及び分析を行い、指定校毎の課題について整理を行った。

5. 教育委員会及び指定校における取組概要

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

1. 指定校 A（長崎大学教育学部附属幼稚園）

(1) 学校経営構築研究開発事業運営協議会の開催

平成 29 年 7 月 21 日に長崎大学において、第 1 回学校経営構築研究開発事業運営協議会を開催した。指定校 A からは、園長及び特別支援教育コーディネーターの 2 名が参加した。運営協議会では、特別支援教育コアチーム等、事業の目的や計画等の説明・確認がなされた。また、事業計画について、学校経営 SV による助言指導のもと、意見交換がなされた。

(2) 学校経営 SV と支援ラボの構成員との協議会の開催

平成 29 年 9 月 27 日に長崎大学において、学校経営 SV と支援ラボの構成員による協議会を行った。協議会では、指定校 A における本事業の進捗について確認が行われ、他県の附属学校における特別支援教育に関する取組等を参考に学校経営 SV 及び支援ラボの構成員間で意見交換がなされた。それらを踏まえ、今後の学校経営構築に係る事業の取組の方針について確認及び修正が行われた。

(3) 園内の特別支援教育に関する組織づくり

学校経営 SV と園長等が協議を行い、園内における特別支援教育の推進に係る組織（校内委員会の設置とその定期的な開催）の必要性について共通理解を図った。

(4) 主な成果

これまで事業において、指定校 A は対象とされていなかったため、主に学校経営 SV を中心とした個別的な働きかけを行うことが主な内容であった。しかしながらこのような働きかけにより園長等において園内の特別教育支援体制の整備に対する必要性に対する認識が高まり、平成 30 年 4 月以降、校内委員会が組織され、定期的（月 1 回）に開催されることになった。また、校内委員会が園内の組織として明確に位置づけられることになった。これらの成果は、指定校 A の学校経営に特別支援教育を位置づける上で必要なステップであると考えられる。

2. 指定校 B（長崎大学教育学部附属小学校）

(1) 学校経営構築研究開発事業運営協議会の開催

平成 29 年 7 月 21 日に長崎大学において、第 1 回学校経営構築研究開発事業運営協議会を開催した。指定校 B からは、特別支援教育コーディネーターの 1 名が参加した。運営協議会では、特別支援教育コアチーム等、事業の目的や計画等の説明・確認がなされた。また、事業計画について、学校経営 SV による助言指導のもと、意見交換がなされた。

(2) 特別支援教育コアチームによる定期的な協議の実施

指定校 B において月 1 回開催される校内委員会に、学校経営 SV1 名と支援ラボから大学教員 1 名が参加した。この校内委員会を特別支援教育コアチームによる定期的な協議の機会とした。校内委員会では、学校経営 SV 及び大学教員が、本事業に関わる取組の説明及び依頼等を行った。また、これまでの事業で大学の支援ラボが主体となって行ってきた特別支援教育に関する取組（例えば、個別の教育支援計画の作成依頼やケース会議の開催に関する依頼等）を校内委員会の議題とした。

(3) 学校経営 SV と支援ラボの構成員との協議会の開催

平成 29 年 9 月 27 日に長崎大学において、学校経営 SV と支援ラボの構成員による協議会を行った。協議会では、指定校 B における本事業の進捗について確認が行われ、他県の附属学校における特別支援教育に関する取組等を参考に学校経営 SV 及び支援ラボの構成員間で意見交換がなされた。それらを踏まえ、今後の学校経営構築に係る事業の取組の方針について確認及び修正が行われた。

(4) 主な成果

以上のように、学校経営 SV の助言指導の下、指定校 B の教職員と大学の支援ラボの構成員とで特別支援教育コアチームを構成し、校内委員会をその定期的な協議の機会とした。その結果、これまで大学の支援ラボが主体となって行ってきた特別支援教育に関する取組について、計画・実施・結果の情報共有等を協議する組織を指定校 B 内に持つことができた。これらの成果は、指定校 B の校内組織（校内委員会）が主体となって、校内の特別支援教育を充実させる取組を行う上で必要なステップであると考えられる。

3. 指定校 C (長崎大学教育学部附属中学校)

(1) 学校経営構築研究開発事業運営協議会の開催

平成 29 年 7 月 21 日に長崎大学において、第 1 回学校経営構築研究開発事業運営協議会を開催した。指定校 C からは、校長の 1 名が参加した。運営協議会では、特別支援教育コアチーム等、事業の目的や計画等の説明・確認がなされた。また、事業計画について、学校経営 SV による助言指導のもと、意見交換がなされた。

(2) 校内の特別支援教育に関する組織づくり

学校経営 SV と校長等が協議を行い、校内における特別支援教育の推進に係る組織（校内委員会の設置とその定期的な開催）の必要性について共通理解を図った。その結果、平成 29 年 10 月より、1~2 か月に 1 回の頻度で校内委員会が定期的な開催されることになった。

(3) 特別支援教育コアチームによる定期的な協議の実施

指定校 C において開催される校内委員会に、学校経営 SV 1 名と支援ラボから大学教員 1 名が参加した。この校内委員会を特別支援教育コアチームによる定期的な協議の機会とした。校内委員会では、学校経営 SV 及び大学教員が、本事業に関わる取組の説明及び依頼等を行った。また、これまでの事業で大学の支援ラボが主体となって行ってきた特別支援教育に関する取組（例えば、ケース会議の開催に関する依頼等）を校内委員会の議題とした。

(4) 学校経営 SV と支援ラボの構成員との協議会の開催

平成 29 年 9 月 27 日に長崎大学において、学校経営 SV と支援ラボの構成員による協議会を行った。協議会では、指定校 C における本事業の進捗について確認が行われ、他県の附属学校における特別支援教育に関する取組等を参考に学校経営 SV 及び支援ラボの構成員間で意見交換がなされた。それらを踏まえ、今後の学校経営構築に係る事業の取組の方針について確認及び修正が行われた。

(4) 主な成果

以上のように、学校経営 SV の助言指導の下、指定校 C においても校内委員会が定期的な開催されることになった。そして、指定校 A と同様に、校内委員会が園内の組織として明確に位置づけられることになった。また、指定校 B と同様に、指定校 C の教職員と大学の支援ラボの構成員とで特別支援教育コアチームを構成し、校内委員会をその定期的な協議の機会とすることにより、これまで大学の支援ラボが主体となって行ってきた特別支援教育に関する取組について、計画・実施・結果の情報共有等を協議する組織を指定校 C 内に持つことができた。これらの成果は、指定校 C の校内組織（校内委員会）が主体となって、校内の特別支援教育を充実させる取組を行う上で必要なステップであると考えられる。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

1. 指定校 A（長崎大学教育学部附属幼稚園）

(1) 学校経営 SV による助言指導

指定校 A においては、担任や保護者からの相談・支援ニーズに個別に応えるかたちで、学校経営 SV が指定校 A を（必要であれば複数回）訪問し、気になる園児についての実態把握、園内での具体的な環境整備や支援方法（合理的配慮）に関して助言指導を行い、園内での共有を依頼した。担任や保護者からの相談・支援ニーズは園長を通して、大学の支援ラボに連絡された。

(2) 主な成果

指定校 A の相談・支援ニーズに対して、学校経営 SV が指定校 A に訪問し、具体的な環境整備や支援方法について助言指導を行うことにより、年度当初にみられていた支援ニーズが軽減する園児がみられた。

これらの実績により、学校経営 SV をキーパーソンとして、平成 30 年度以降、園内に合理的配慮の提供に係るより組織的な体制整備（校内委員会の設置）につなげていくための基礎作りとなったと考える。

2. 指定校 B (長崎大学教育学部附属小学校)

(1) スクリーニングによる全校的な実態把握

校内委員会で、学校経営 SV が全学年の担任に行動面のスクリーニング検査として「子どもの強さと困難さアンケート：教員版 (Strengths and Difficulties Questionnaire, SDQ)」の実施を依頼した。SDQ は 8 月の月上旬に回収され、大学の支援ラボにおいて集計及び結果のまとめを行った。10 月の校内委員会において、支援ラボの大学教員から SDQ に関する説明と結果のまとめについて資料を作成の上説明を行い、情報共有を行った。

(2) スクリーニングの結果を踏まえた学年会での話合いの依頼

SDQ の結果を踏まえ、各学年 (学年会等) で気になる児童のリストアップと、リストアップされた児童に対する学校・学級内での支援方法 (合理的配慮) について協議を依頼した。協議を促すために、ワークシートを大学の支援ラボが作成・配布した。ワークシートでは、SDQ の結果を踏まえ、「学年・学級で個別の支援が必要な児童」及び「専門機関への相談及び個別の支援が必要と考えられる児童」、さらに「学年や学級で実施可能な個別の支援」及び「保護者への支援」等を記入する欄を設けた。11 月の校内委員会においてワークシートを配布し、各学年の担任が集まる機会 (学年会等) で協議を行った上で記入を行い、12 月上旬までに提出することを依頼した。

(3) 個別の教育支援計画作成等に関する作業の依頼

校内委員会で、学校経営 SV が、支援ラボで個別指導を受ける児童の担任に対して、個別の教育支援計画の作成に関する作業を依頼した。また、年度末には、個別の教育支援計画の評価に関する作業及びケース会議の実施を依頼した。

(4) 主な成果

以上のように、学校経営 SV を中心とした助言指導の下、校内委員会が主導する形で、全児童に対するスクリーニング (SDQ) による客観的な実態把握を行い、結果について校内委員会や学年会で共有することができた。

また、SDQ の結果を踏まえ、各学年の担任でワークシートを用いた協議の機会を持ってもらうことにより、支援が必要な児童の共通理解及びそのような児童に対する学校・学級内での支援方法の案について協議・作成することができた。

最後に、これまで大学の支援ラボが主体となり、個別に依頼を行ってきた特別支援教育に関する取組 (例えば、個別の教育支援計画の作成や評価に関する作業) を、校内委員会における議題として行うことができた。

以上のような校内委員会の取組としての成果は、指定校の合理的配慮の提供に係る体制整備という点において重要な実績となると考える。

しかしながら一方で、スクリーニングの実施に係る負担や担任によってスクリーニングの評価において差が大きい等の課題もみられた。

3. 指定校 C (長崎大学教育学部附属中学校)

(1) スクリーニングによる全校的な実態把握

学校経営 SV は、全学年の担任に行動面のスクリーニング検査として「子どもの強さと困難さアンケート：教員版 (Strengths and Difficulties Questionnaire, SDQ)」の実施を依頼した。SDQ は 8 月の月上旬に回収され、大学の支援ラボにおいて集計及び結果のまとめを行った。10 月の校内委員会において、支援ラボの大学教員から SDQ に関する説明と結果のまとめについて資料を作成の上説明を行い、情報共有を行った。

(2) スクリーニングの結果を踏まえた学年会での話合いの依頼

SDQ の結果を踏まえ、各学年 (学年会等) で気になる生徒のリストアップと、リストアップされた生徒に対する学校・学級内での支援方法 (合理的配慮) について協議を依頼した。協議を促すために、ワークシートを大学の支援ラボが作成・配布した。ワークシートでは、SDQ の結果を踏まえ、「学年・学級で個別の支援が必要な生徒」及び「専門機関への相談及び個別の支援が必要と考えられる生徒」、さらに「学年や学級で実施可能な個別の支援」及び「保護者への支援」等を記入する欄を設けた。11 月に学校経営 SV がワークシートを配布し、各学年の担任が集まる機会 (学年会等) で協議を行った上で記入を行い、12 月上旬までに提出することを依頼した。

(3) 個別の教育支援計画作成等に関する作業の依頼

校内委員会で、学校経営 SV が、支援ラボで個別指導を受ける生徒の担任に対して、個別の教育支援計画の作成に関する作業を依頼した。また、年度末には、個別の教育支援計画の評価に関する作業及びケース会議の実施を依頼した。

(4) 主な成果

以上のように、学校経営 SV を中心とした助言指導の下、校内委員会が主導する形で、全生徒に対するスクリーニング (SDQ) による客観的な実態把握を行い、結果について校内委員会や学年会で共有することができた。

また、SDQ の結果を踏まえ、各学年の担任でワークシートを用いた協議の機会を持ってもらうことにより、支援が必要な生徒の共通理解及びそのような生徒に対する学校・学級内での支援方法の案について協議・作成することができた。

最後に、これまで大学の支援ラボが主体となり、個別に依頼を行ってきた特別支援教育に関する取組 (例えば、個別の教育支援計画の作成や評価に関する作業) を、校内委員会における議題として行うことができた。

以上のような校内委員会の取組としての成果は、指定校の合理的配慮の提供に係る体制整備という点において重要な実績となると考える。

しかしながら一方で、スクリーニングの実施に係る負担や担任によってスクリーニングの評価において差が大きい等の課題が、指定校 B と同様にみられた。

- ③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

1. 指定校 A（長崎大学教育学部附属幼稚園）

(1) いじめや不登園等への対応

指定校 A においては、いじめ対策情報交換会等の園内組織でいじめや不登校に関する情報共有を行い、対応について検討を行っている。本年度は指定校 B や指定校 C とは異なり、特別支援教育の観点から、いじめや不登園の幼児についての情報共有及び対応についての助言等を組織的に行うことはなかった。しかし、発達障害及び発達障害の可能性のある幼児においてそのような問題がみられた時には、学校経営 SV が情報共有を行った。

(2) 保護者を対象とした研修会の開催

指定校 A において、大学の支援ラボの構成員である特別支援教育の心理学を専門とする大学教員が、指定校の保護者を対象に、発達障害をテーマとした研修会を行った。

(3) 附属学校 4 校園のコーディネーター会議

年 4 回の割合で、附属幼稚園（指定校 A）、附属小学校（指定校 B）、附属中学校（指定校 C）及び附属特別支援学校のコーディネーター連絡協議会を開催し、各附属学校園における特別支援教育の取組について情報共有及び具体的な事例についての共通理解を図った。

(4) 主な成果

指定校 A においては、保護者を対象とした発達障害に関する研修会を開催することにより、保護者による障害理解の促進や発達障害に関する意識の向上について取り組むことができた。

2. 指定校 B（長崎大学教育学部附属小学校）

(1) 校内委員会における情報共有

指定校 B では、いじめや不登校に関わる事例について、他の校務分掌で情報共有等が行われている。本年度は、いじめや不登校に関わる事例について校内委員会でも情報共有を行い、特別支援教育の観点からも児童への支援等について協議する機会を持つことができた。また、必要に応じてスクールカウンセラーとの連携の確認や情報の共有を行うことができる体制をとった。

(2) 障害理解教育

指定校 B と附属特別支援学校で、年に 3 回の割合で交流及び共同学習が行われた。事前学習として附属特別支援の教員による講話や、交流先の児童のプロフィール等の情報について事前にやりとりするなど、事前の打合わせや準備を密にした取組が行われた。

(3) 附属学校 4 校園のコーディネーター会議

年 4 回の割合で、附属幼稚園（指定校 A）、附属小学校（指定校 B）、附属中学校（指定校 C）及び附属特別支援学校のコーディネーター連絡協議会を開催し、各附属学校園における特別支援教育の取組について情報共有及び具体的な事例についての共通理解を図った。

(4) ラボだよりの配布

年に 1～2 回、指定校 B の全教員に、本事業の趣旨や支援ラボの取組について記述された「ラボだより」を配布し、通常学級における発達障害の可能性のある児童への支援の必要性等について啓発を行った。

(5) 主な成果

いじめや不登校に関する事例について、校内委員会でも情報共有を行うことにより、特別支援教育の観点からも、その原因や対策（さまざまな機関との連携等も含めた）について考える機会を持つことができた。

3. 指定校 C (長崎大学教育学部附属中学校)

(1) 校内委員会における情報共有

指定校 C でも、いじめや不登校に関わる事例については、他の校務分掌で情報共有等が行われている。本年度は、いじめや不登校に関わる事例について校内委員会でも情報共有を行い、特別支援教育の観点からも生徒への支援等について協議する機会を持つことができた。また、必要に応じてスクールカウンセラーとの連携の確認や情報の共有を行うことができる体制をとった。

(2) 障害理解教育

指定校 C と附属特別支援学校とで、交流及び共同学習の機会を持っている。本年度は事前学習として、支援ラボの構成員である特別支援教育の教育学を専門とする大学教員による障害理解教育が指定校 C の生徒に対して実施された。また、交流先の児童のプロフィール等の情報について事前にやりとりするなど、事前の打合わせや準備を密にした取組が行われた。

(3) 附属学校 4 校園のコーディネーター会議

年 4 回の割合で、附属幼稚園 (指定校 A)、附属小学校 (指定校 B)、附属中学校 (指定校 C) 及び附属特別支援学校のコーディネーター連絡協議会を開催し、各附属学校園における特別支援教育の取組について情報共有及び具体的な事例についての共通理解を図った。

(4) ラボだよりの配布

年に 1~2 回、指定校 C の全教員に、本事業の趣旨や支援ラボの取組について記述された「ラボだより」を配布し、通常学級における発達障害の可能性のある児童への支援の必要性等について啓発を行った。

(5) 主な成果

いじめや不登校に関する事例について、校内委員会でも情報共有を行うことにより、特別支援教育の観点からも、その原因や対策 (さまざまな機関との連携等も含めた) について考える機会を持つことができた。

また、交流及び共同学習の中では、支援ラボの構成員である大学教員による障害理解教育がなされ、大学 (の支援ラボ) と協働した形で実施することができた。

④ 特別支援教育コーディネーターの活動状況

1. 指定校 A (長崎大学教育学部附属幼稚園)

(1) 指名している人数

- ・ 1名

(2) 指名している者ごとの具体的な職務内容 (校長、教頭等管理職との役割分担)

ア. 特別支援教育コーディネーター

- ・ 特別な配慮や支援が必要と考えられる園児の情報収集をする。
 - ・ 特別支援教育に関わる情報について各担任と情報の共有をする。
 - ・ 学校経営 SV との情報交換を行う。
 - ・ 4 附属校園 (附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校) コーディネーター連絡会への参加
 - ・ 特別支援教育に関わる研修会への参加。(主に 4 附属校園コーディネーター連絡会が主催する研修会)
- イ. 園長の役割
- ・ 大学 (主に大学職員や学校経営 SV) との連絡調整を行う。
 - ・ 受託事業の運営協議会に関連する業務を担う。
 - ・ 小学校との引継ぎに関する連絡調整。

(3) 軽減している職務内容

- ・ 特になし。

(4) 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数 (月平均)

- ・ 随時必要に応じて対応しているため、決められた時間数は設定していない。
- ・ 対応している時間を合算すると月に約 5 時間以下。

(5) 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

ア. 人選方法

- ・ 職員が少ないため、職務の負担に偏りがないように配慮し、決定されている。
- ・ 特別支援学級などを担当したことがある職員を配置できればと考えているが、職員が少ないため、年度によっては難しい状況である。

イ. 資質

- ・ 園児の言動等を観察し、困り感などについて把握できる。
- ・ 担任等、他の職員と連携して職務ができる。
- ・ 特別支援教育について興味関心があり、研鑽を積むことができる。

(6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職

- ・ 担任及び、教育実習主任、特別支援教育コーディネーターを兼任。

2. 指定校 B (長崎大学教育学部附属小学校)

(1) 指名している人数

- ・ 2名 (主・副)

(2) 指名している者ごとの具体的な職務内容 (校長、教頭等管理職との役割分担)

ア. 特別支援教育コーディネーター

- ・ 主が実質的には職務を行い、副は補佐的な役割を担っている。
- ・ 特別な配慮や支援が必要と考えられる児童の情報収集をする。
- ・ 特別支援教育に関わる情報について各担任と情報の共有をする。
- ・ 大学職員及び学校経営 SV との情報交換 (ケース会議なども含む) 及び連絡調整を行う。
- ・ 個別の教育支援計画作成の日程などについて学校経営 SV との検討を行う。
- ・ 発達障害の可能性のある児童について、大学の支援ラボ、専門機関及び医療との連携が必要な場合に連絡調整を行う。
- ・ 校内委員会の協議内容や報告事項について学校経営 SV と共通理解を図る。
- ・ 長崎市の「言葉と聞こえの教室」の通級に通っている児童について、「言葉と聞こえの教室」の担当職員と情報交換を行う。
- ・ 4 附属校園 (附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校) コーディネーター連絡会への参加
- ・ 特別支援教育に関わる研修会への参加。(主に 4 附属校園コーディネーター連絡会が主催する研修会)

イ. 教頭の役割

- ・ 大学職員及び学校経営 SV との連絡調整を行う。
- ・ 特別支援教育コーディネーターや学校経営 SV より報告を受け、特別支援教育に関わる情報について、学校全体の情報の把握をする。
- ・ 中学校との引継ぎに関する連絡調整。

ウ. 校長の役割

- ・ 受託事業の運営協議会に関連する業務を担う。

(3) 軽減している職務内容

- ・ 以前は、校務分掌として生活指導主事も兼任していたが、前年度より配慮して業務の軽減を行っている。

(4) 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数 (月平均)

- ・ 随時必要に応じて対応しているため、決められた時間数は設定していない。
- ・ 対応している時間を合算すると月に約 5 時間以下。

(5) 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

ア. 人選方法

- ・ 道徳部の「心の教育プロジェクト」のメンバーより人選している。

- ・ 特別支援学級などを担当したことがある職員を配置できればと考えているが、年度によっては、担任や教科としての業務との兼ね合いで難しい状況もある。
- イ. 資質

- ・ 児童の言動等を観察し、困り感などについて把握できる。
- ・ 担任等、他の職員と連携して職務ができる。
- ・ 特別支援教育について興味関心があり、研鑽を積むことができる。

(6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職

- ・ 担任及び、道徳主任、特別支援教育コーディネーターを兼任。

3. 指定校 C (長崎大学教育学部附属中学校)

(1) 指名している人数

- ・ 1名

(2) 指名している者ごとの具体的な職務内容 (校長、教頭等管理職との役割分担) ア. 特別支援教育コーディネーター

- ・ 特別な配慮や支援が必要と考えられる生徒の情報収集をする。必要に応じて、担任と連携し、直接的な支援 (面談等) も行う。
- ・ 特別支援教育に関わる情報について各担任と情報の共有をする。
- ・ 大学職員及び学校経営スーパーバイザーとの情報交換 (ケース会議なども含む) 及び連絡調整を行う。
- ・ 個別の教育支援計画作成の日程などについて学校経営 SV との検討を行う。
- ・ 発達障害の可能性のある生徒について、大学の支援ラボ、専門機関及び医療との連携が必要な場合に連絡調整を行う。
- ・ 大学の支援ラボ、専門機関及び医療とのケース会議に必要なに応じて参加する。
- ・ 4 附属校園 (附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校) コーディネーター連絡会への参加
- ・ 特別支援教育に関わる研修会への参加。(主に 4 附属校園コーディネーター連絡会が主催する研修会)

イ. 教頭の役割

- ・ 大学職員及び学校経営 SV との連絡調整を行う。
- ・ 校内委員会の協議内容や報告事項について学校経営 SV と共通理解を図る。
- ・ 特別支援教育コーディネーターや学校経営 SV より報告を受け、特別支援教育に関わる情報について、学校全体の情報の把握をする。
- ・ 高等学校との引継ぎに関する連絡調整。

ウ. 校長の役割

- ・ 受託事業の運営協議会に関連する業務を担う。

(3) 軽減している職務内容

- ・ 特になし (担任、教科の持ち時間等では特に配慮をしていない。)

(4) 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数 (月平均)

- ・ 随時必要に応じて対応しているため、決められた時間数は設定していない。
- ・ 対応している時間を合算すると月に約 5 時間以下。

(5) 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

ア. 人選方法

- ・ 生徒の状況を把握できる経験豊富な教職員より選出している。
- ・ 特別支援学級などを担当したことがある職員を配置できればと考えているが、年度によっては、担任や教科としての業務との兼ね合いで難しい状況もある。

イ. 資質

- ・ 生徒の言動等を観察し、困り感などについて把握できる。
- ・ 思春期でもある生徒に寄り添うことができる。
- ・ 担任等、他の職員と連携して職務ができる。
- ・ 特別支援教育について興味関心があり、研鑽を積むことができる。

(6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職

- ・ 担任及び部活動顧問、特別支援教育コーディネーターを兼任。

6. 今後の課題と対応

今後の課題と対応として以下の5点が考えられる。

① 学校経営計画等への位置づけ

平成29年度の実施の結果、全ての指定校で校内委員会が定期的開催されることになり、組織図の中においても明確に位置づけられることになった。しかしながら指定校の学校経営計画において、特別支援教育に関する取組は明確に位置づけられてはいない。指定校Bと指定校Cにおいては、校内委員会に学校経営SVと支援ラボの大学教員が参加し、指定校内の特別支援教育の推進に関する取組を行ってきた。これらの取組の成果を踏まえ、平成30年度以降、指定校の学校経営計画等に特別支援教育に関する記述が明記されるように、学校経営SV等を通して働きかけていく必要がある。

② スクリーニングに関する検討

指定校Bと指定校Cにおいては、客観的な全校的な早期の実態把握を行うことを目的に、行動面のスクリーニングであるSDQを実施した。しかしながら、担任が日々の業務の他に担当するクラスの児童生徒全てについて評価を行うには、コスト面での検討をする必要があると考えられた。また、担任によって評価の基準が大きく異なる様子がみられた。従って、スクリーニングを依頼する際には、使用するスクリーニングに関する研修等を実施する必要性が考えられた。また、指定校Aにおいては、指定校Bと指定校Cでの実施の結果を踏まえ、在籍する子供が幼児であるという点から、SDQの実施は適さないと考えた。今後、指定校Aに在籍する幼児の発達に即した実態把握の方法について検討する必要性が課題とされた。さらに、学習面のスクリーニングについてはいくつか候補を挙げたものの、担任の負担を考慮して平成29年度はいずれの指定校でも実施できなかった。今後、インフォーマルな方法も含めてよりコストの低い実態把握の方法について検討する必要がある。

③ 実態把握を踏まえた学校経営の在り方を明確にすること

SDQの実施及びその結果を踏まえた学年の担任間の協議により、支援が必要と考えられる児童生徒のリスト及びそのような児童生徒に対する学校・学級内における支援案を作成することができた。しかしながらより大きな学校経営という単位において、これらの情報を生かしていく必要があると考えられる。今後は校内委員会等において実態把握された情報を、学校経営という単位において効果的に運用（例えば、次年度の学級編成等に利用するなど）する取組について検討する必要がある。

④ 学校間で一貫した特別支援教育システムの構築

学校間（附属幼稚園・附属小学校・附属中学校）で一貫した特別支援教育システムの構築を促進する取組として、例えば、支援が必要な幼児児童生徒について、校内委員会が主体となって学校間の引き継ぎ等を組織的・体系的に行う仕組み等について検討する必要がある。

⑤ 指定校が主体となった特別支援教育の推進について

平成 29 年度の実績を踏まえて校内委員会における活動を月毎に整理するなど、学校経営 SV を中心として必要な働きかけや協働等をより綿密に計画する必要がある。

7. 指定校について

(幼稚園)

指定校名：												
	3歳				4歳				5歳			
	在園者数		学級数		在園者数		学級数		在園者数		学級数	
	24		1		50		2		54		2	
	園長	副園長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	講師	教育 補助員	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	5 うち 1名 産休	1	3	0	2	0	0	1	14 うち 1名 産休

(小学校)

指定校名：												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	97	4	96	4	98	4	93	4	92	4	94	4
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通級による指導 (対象者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	25	1	1	6	4	0	0	6	46

※特別支援学級の対象としている障害種：

※通級による指導の対象としている障害種：

(中学校)

指定校名：												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	143		4		140		4		141		4	
特別支援学級	0		0		0		0		0		0	
通級による指導 (対象者数)	0		0		0		0		0		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	21	1	0	4	4	0	0	0	33

※特別支援学級の対象としている障害種：

※通級による指導の対象としている障害種：

8. 問い合わせ先

組織名：国立大学法人長崎大学

- (1) 担当部署 教育学部特別支援教育コース（担当：吉田ゆり）
- (2) 所在地 長崎県長崎市文教町1番14号
- (3) 電話番号 095-819-2394（吉田）、095-819-2408（支援ラボ事務 畑中）
- (4) FAX番号 095-819-2394（吉田）、095-819-2408（支援ラボ事務 畑中）
- (5) メールアドレス yuyoshida@nagasaki-u.ac.jp（吉田）
ayakahatanaka@nagasaki-u.ac.jp（支援ラボ事務 畑中）